

船舶事故調査報告書

平成30年5月23日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成30年1月14日 06時05分ごろ
発生場所	広島県尾道市高根島東方沖 高根島灯台から真方位145° 1,520m付近 (概位 北緯34°19.3′ 東経133°05.2′)
事故の概要	引船熊野丸は、台船DB浦賀をえい航して南進中、浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	平成30年1月18日、主管調査官（広島事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 引船 熊野丸、147トン 131636、オフショアエンジニアリング株式会社 B 台船 DB浦賀、約1,678トン なし、深田サルベージ建設株式会社
乗組員等に関する情報	A 航海士A、五級（航海）（旧就業範囲）
負傷者	なし
損傷	A 船底外板に擦過傷 B なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期 日出時刻：07時14分ごろ
事故の経過	<p>A船は、船長及び航海士Aほか3人が乗り組み、空船で無人のB船をえい航（えい航索の長さ約65m）して引船列（以下「A船引船列」という。）を構成し、航海士Aが、1人で船橋当直に当たり、広島県江田島市小用港に向けて自動操舵により約6ノットの対地速力で高根島北北東方沖を南進していた。</p> <p>航海士Aは、暖房が効いていた船橋の操舵スタンド手前に立っていたものの、下船の準備が気になって2日間ほど熟睡できなかったこと、及び布刈瀬戸付近から無難に航行してきて安心したことで、青木瀬戸東口の青木鼻を右舷前方に認めた頃、眠気を覚えた。</p> <p>航海士Aは、右舷側の海岸線に沿った国道を走る車のヘッドライト等を眩しく感じ、青木鼻に寄り過ぎたと思い、自動操舵の針路設定ダイヤルを左に回した後、居眠りに陥った。</p> <p>A船引船列は、青木瀬戸への転針予定場所を通過して高根島と同島東方の広島県三原市佐木島との間を南進し、航海士Aが、ふと目を覚まして右舷側に高根島の東岸を認め、予定針路から外れていることに気付き、左回頭で反転を始めたところ、A船が高根島東方沖の浅所に</p>

	<p>乗り揚げた。</p> <p>A船は、満潮前に自力離礁した。</p> <p>A船の喫水は、船首約1.9m、船尾約3.7mであった。</p> <p>航海士Aは、左回頭で反転しようとしたときに、海図やGPSプロッターを見て浅所の存在を確認していなかった。</p> <p>A船は、船橋航海当直警報装置を装備していたものの、^{ひんぱん}頻繁に警報が作動するので、乗組員らがスイッチを断としていた。</p>
分析	<p>本船は、高根島北北東方沖を南進中、単独で船橋当直に当たっていた航海士Aが居眠りに陥ったことから、青木瀬戸への転針予定場所を通過し、高根島東方沖の浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>航海士Aは、船橋の暖房が効いていたこと、2日間ほど熟睡ができなかったこと、及び布刈瀬戸付近から無難に航行してきて安心したこと、居眠りに陥った可能性があると考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、本船が、高根島北北東方沖を南進中、単独で船橋当直に当たっていた航海士Aが居眠りに陥ったため、青木瀬戸への転針予定場所を通過し、高根島東方沖の浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 居眠り運航の防止措置を講じること。 ・ 乗組員は、航行中に船橋航海当直警報装置のスイッチを切らないこと。 ・ 船舶所有者等は、航行中に船橋航海当直警報装置のスイッチを切らないよう乗組員への指導を徹底すること。